

# 外国送金を行う方々へ

## 外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」 及び「資金使途規制」への対応について

現在、我が国は国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに伴い弊社では、すべてのお客さまの外国送金等について、「貿易に関する支払規制」及び「資金使途規制」等に該当しないことの確認をさせていただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 確認のため申告をお願いする事項

- 送金目的と送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は「商品名」、「原産地(国名)」、「船積地(都市名)」、「仕向地」。
- お取引が「外国為替及び外国貿易法」の北朝鮮・イラン関連規制に該当しないこと。
- 最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（個人・法人）がいないこと。

なお、受付の際お取引に関連する資料（輸入許可書、原産地証明書、船荷証券/航空貨物運送状、売買契約書等）をご提示いただく場合がありますのでご了承ください。

外国為替及び外国貿易法に基づく送金の規制（北朝鮮及びイラン関連抜粋）
北朝鮮の「貿易に関する支払規制」 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（平成18年10月14日実施）</li><li>・ 北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成21年6月18日実施）</li></ul>
北朝鮮の「資金使途規制」 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（平成21年7月7日実施）</li></ul>
北朝鮮に対する「支払の原則禁止」 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止（平成28年2月26日実施）</li></ul>
イランの「資金使途規制」 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成28年1月22日実施）</li><li>・ 「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成28年1月22日実施）</li></ul>



池田泉州銀行

(平成31年4月22日現在)